

玉村都市計画の変更案の縦覧を行います

● 都市建設課 ☎64-7707 ●

群馬県と玉村町は、県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）、高崎玉村スマートIC北地区、上茂木・南玉地区、上福島地区、都市計画道路滝川通り線および与六分上新田線の都市計画の変更案をまとめましたので縦覧を行います。

区域マスタープランとは

長期的な都市づくりの基本方針として、県が広域的な視点によって、主要な都市計画の決定の方針を定めるもので、おおむね5年ごとに見直しを行っています。

● 対象となる都市計画案 ●

①区域マスタープランの変更

②区域区分の変更

高崎玉村スマートIC北地区、上茂木・南玉地区（※1）について市街化調整区域から市街化区域へ編入、上福島地区（※2）について市街化区域から市街化調整区域へ編入（逆線引き）

※1 町道の位置変更に伴い、区域区分界の位置がずれた場所について市街化区域へ編入

※2 堤防の位置変更に伴い、河川敷になった場所について市街化調整区域へ編入

③工業団地造成事業の決定

高崎玉村スマートIC北地区について工業団地造成事業を決定

④用途地域の変更

高崎玉村スマートIC北地区、上茂木・南玉地区について用途地域を指定、上福島地区について用途地域を廃止

⑤地区計画の変更

高崎玉村スマートIC北地区について地区計画を指定

⑥道路の変更

都市計画道路滝川通り線、与六分上新田線（※3）について一部廃止

※3 滝川通り線の一部区間廃止に伴い、滝川通り線交差点部の隅切りについて廃止

● 都市計画案の縦覧について ●

縦覧期間 12月6日（金）～20日（金）午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日を除く

縦覧場所 ・①②③の都市計画案は県都市計画課、伊勢崎土木事務所、町都市建設課

・④⑤⑥の都市計画案は町都市建設課

※町ホームページにも都市計画案を掲載しますのでご覧ください。

意見書の提出 変更案について意見のある人は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。意見書は縦覧場所に備え付けのもの、または必要事項（氏名・住所・利害関係・意見要旨）を記入したものを直接または郵送で縦覧場所に提出してください。意見書の要旨は、①②③案については群馬県都市計画審議会、④⑤⑥案については玉村町都市計画審議会に提出されます。

意見書の提出期間 12月6日（金）～20日（金）午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日を除く

意見書の提出先 ・①②③案 〒371-8570（住所不要）群馬県都市計画課あて

・④⑤⑥案 〒370-1192（住所不要）玉村町都市建設課あて

その他 高崎玉村スマートIC北地区の都市計画の変更に伴い、同地区における騒音規制法、振動規制法及び群馬県の生活環境を保全する条例に基づく騒音、振動の指定区域が変更されます。詳しくは、町環境安全課へお問い合わせください。

問い合わせ先 ・①②③案について 県都市計画課 ☎027-226-3656（直通）

・④⑤⑥案について 町都市建設課 ☎64-7707（直通）